

幼保連携型認定こども園設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について（第2報）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

保育・教育施設の職員の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止で業務が増える中、園児の見守りを含め園児や保護者が安心して過ごせるように、細心の注意を払い、様々な対策をしていただきありがとうございます。

皆様に御尽力いただいたことが、園児の安全を守り、感染の拡大を抑えることにつながっていると考えております。

本市としては、「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について」（令和2年5月22日付こ保運第1217号）のとおり、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことは困難であるため、市内の保育所等（※）の保護者に対しては、6月30日まで登園自粛の要請を行うこととしています。一方、市内の保育所等に対しては引き続き、**保育の必要な児童については保育の提供をお願いしているところです。**

このたび、令和2年5月25日付で、政府による「緊急事態宣言」が解除され、神奈川県においても「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改訂されたことを踏まえ、保育所等に関しましては、保護者の具体的な職業要件をお示ししないこととします。お手数をおかけしますが、添付の保護者の皆様への配付資料により、2・3号認定子どもの保護者の方への周知をお願いします。

幼保連携型認定こども園に関しましては、1号認定子どもが在籍することから、2・3号認定子どもも含め、施設の状況に応じて「3密」を防ぐことに留意し、段階的な再開等を御検討ください。また、各園の登園の方針については、保護者に対してお知らせいただくようお願いいたします。なお、保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いします。（3号認定子どもの利用料の日割り計算の対応については、認可保育所と同様の対応とします）。

段階的な再開等の検討にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月25日内閣府通知）に沿った対応をお願いします。

また、今後の園の対応の参考にしていただくため、横浜市立学校に関しては、「学校再開に向けたガイドライン」が示されておりますので、関係部分を抜粋して添付します。併せて、本市の市立保育所向け通知も添付しておりますので御確認ください。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、年度限定保育事業

【取り扱いを継続する通知】

- (1) 利用料、給食、延長保育、給付費・委託費等及び職員の給与、保育所等の体制について
 - ・「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について」（令和2年5月22日）
- (2) 臨時休園等について
 - ・「保育所等における臨時休園の判断に係る対応等について」（令和2年4月17日）

【添付資料】

- (1) 2・3号認定子どもの保護者の皆様への配布資料 「緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について」(第2報) (保護者の皆様への配布資料の日付については、各園でご記入いただいても構いません。)
- (2) 学校再開に向けたガイドライン(抜粋) ※HPには掲載しておりませんので法人内での利用にとどめてください。
- (3) 市立保育所向け通知 「緊急事態宣言解除後の市立保育所における運営上の留意点について」

【参考資料】

本通知に関連するこれまでの通知は、市のホームページにも掲載しています。

【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<厚生労働省からの通知>

【厚労】0514 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について

<内閣府からの通知>

【内閣府】0525 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

<神奈川県からの通知>

【県】0525 緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

<担当連絡先>			
保育・教育運営課	【園児の預かり】	【延長保育】	【横浜保育室】 671-3564
	【利用料】	671-0255	【給付費・委託費】 671-0202/0204
	【一時保育事業について】	671-0234	
保育・教育人材課 保育対策課	【給食】	671-2397	
	【年度限定保育事業】	671-4469	